

# 令和8年度 豊川市空家バンク利活用費補助金 のご案内

受付開始：令和8年4月1日（水）から

※令和9年3月15日（月）までに実績報告書を提出できる工事（事業）  
としてください。

※ただし、予算の上限に達し次第終了します。

## ○補助の対象

豊川市空家バンクに登録された物件で、売買または賃貸借契約されたもの

## ○補助の種類・金額

- ①補助率…補助対象費用の2分の1（千円未満切り捨て）
- ②補助限度額…【改修工事に要する費用に対する補助】 50万円  
【物件の家財処分費用に対する補助】 10万円

## ○補助の対象者（次のいずれにも該当する方）

- ①物件の所有者又は賃借人 ②市税等を滞納していないこと
- ③暴力団員でないこと
- ④改修工事又は家財処分を行った後、当該空家を3年以上利活用する見込があること

## ○補助の対象となる工事等

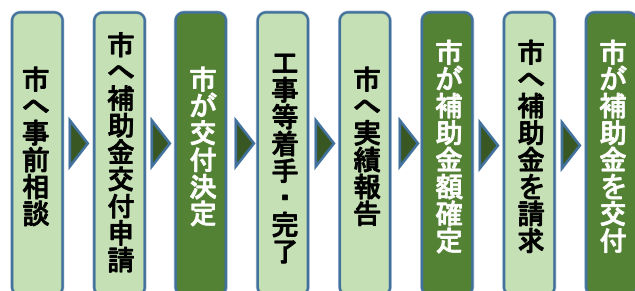
- ①改修工事：外壁、屋根、床、天井などの修繕や補強、給排水設備等の修繕、テレワークを行うための通信環境整備など
- ②家財処分：一般廃棄物処理業の許可を受けている業者に処分を委託するもの

## ○補助金を利用できる期間

売買や賃貸借契約を締結した日又は引き渡しを受けた日から1年を経過するまでの期間

※その他、豊川市空家バンク利活用費補助金交付要綱、ご利用の手引きをご確認ください。

### 申請手続きの流れ



ご利用をお考えの方は事前に  
下記までお問い合わせください。

ホームページはコチラ  
または  
豊川市ホームページから  
ページID：1498で探す



【お問い合わせ先】 豊川市役所 建設部建築課 住宅政策係 電話：0533-89-2144